

## 被災中小企業への融資支援について

平成30年7月豪雨により被災した中小企業者は、今後の事業継続について判断をせまられ、継続するには資金面での支援は必須であることから、岡山市の融資制度を拡大して中小企業者を支援する。

セーフティネット保証4号(注1)は、現在金融機関から保証付きの融資を受けていても、別枠で保証限度枠8,000万円の融資が受けられます。(市内で1年以上継続して事業を行っている企業)

岡山県の支援  
(直接・間接被害)

- ・融資限度額 8,000万円
- ・利率1.15%  
(通常より-0.5%)
- ・保証料率0.6%  
(通常より-0.2%)

岡山市の支援  
(直接被害)

- ・融資限度額 1,500万円
- ・利率1.41%(3年間0%)
- ・保証料率0.6%  
(通常より-0.2%)

市内で事業を始めて  
1年未満の企業  
(直接被害)

- ・融資限度額 1,500万円
- ・利率1.41%(3年間0%)
- ・保証料率(0.45~1.76%)

注1:セーフティネット保証4号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)は、自然災害等の突発的な事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度で国が指定する。